



# 許しません! 不適正流通

加工用米や飼料用米等の新規需要米は定められた用途以外への「使用」及び「使用する目的での出荷・販売」はできません。

**=こんな行為は違反です=**



- ・加工用米や新規需要米を**主食用米**として販売（横流し）
- ・主食用米等から発生した**「ふるい下米」**を寄せ集めて、新規需要米の飼料用米として出荷
- ・他者から購入した米を飼料用米等に混ぜ、**水増しして出荷**し交付金を多く受領
- ・区分管理で取り組んだほ場から生産された**「ふるい下米」**を**他の用途に販売**

**国が、飼料用米の出荷状況を確認します！**

- ① 飼料用米の生産者や出荷先に、**飼料用米の出荷状況を確認**することがあります。
- ② 出荷先に、**倉庫や畜産農家に保管されている飼料用米の状況**を確認することがあります。
- ③ **需要者に、飼料用米が納入されているか確認**することがあります。

# 主食用米への横流しは、交付金の不適正な受給となります。定められた用途に適正に流通させてください。

## 1 不適正な出荷等が確認された場合には、以下の措置を講じます

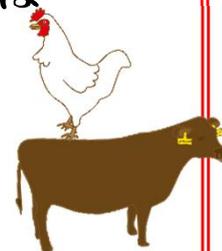
- ① 名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する
- ② 取組計画の認定を取り消し、一定期間、新規需要米や加工用米、備蓄米の取組を認めない
- ③ 水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全部又は一部の交付金の返還



また、飼料用米等の販売を他者に委任した場合でも、委任された者が不適正な流通を行った場合は、委任をした取組生産者も、認定の取り消し及び交付金の返還の対象となります。

## 2 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください！

- ① 『区分管理(ほ場を特定)』で飼料用米等を生産した場合は、ほ場からの全収穫量の出荷が必要です。(ふるい下米も出荷する必要があります。)
- ② 『一括管理』の場合は、当初の出荷契約数量を出荷することが原則ですが、作柄変動による調整を行うことができます。



## 3 不適正な出荷等の情報をお寄せください！



農業者や集荷業者等の皆様方で、不適正な行為の疑いがある事を見聞きしたら、最寄の農政局や地域農業再生協議会への情報提供にご協力ください。

### 情報提供及び問い合わせ先

東北農政局 ○○県拠点  
地方参事官 ○○○○担当 (TEL 0000-00-0000)

東北農政局 生産部 生産振興課 (TEL 022-221-6169)